

「アメリカ合衆国産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則」(昭和63年6月17日付け63農蚕第3712号農蚕園芸局長通達)一部
改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表1の付表第22のアメリカ合衆国産のサマーグランド種、スプリングレッド種、ファイアブライト種、ファンタジア種、メイグランド種、メイグロ種、メイダイヤモンド種、メイファイア種、レッドダイヤモンド種及びロイヤルジャイアント種のネクタリンの生果実に係る植物検疫の実施については、昭和63年6月17日農林水産省告示第828号(以下「告示」という。)で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表1の4の項のアメリカ合衆国産のサマーグランド種、スプリングレッド種、ファイアブライト種、ファンタジア種、メイグランド種、メイグロ種、メイダイヤモンド種、メイファイア種、レッドダイヤモンド種及びロイヤルジャイアント種のネクタリンの生果実に係る植物検疫の実施については、昭和63年6月17日農林水産省告示第828号(以下「告示」という。)で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 <u>告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満足しているものとする。</u> <u>ア 通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られているこん包を使用すること。</u> <u>イ 生果実をこん包に収納する前にポリエチレン製の包装材料(通気孔に網を設ける場合は孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で包み込んでいること。</u>	2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 <u>通気孔を設けた箱を使用してこん包する場合は、その箱に収納する前に生果実をポリエチレン製のこん包材料で包み込んでいること、又はその通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られているものであること。</u>

改正後	現 行
ウ <u>こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。</u> (2) <u>こん包場所</u> <u>告示 6 の（2）</u>のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。 ア ｾ〔略〕 ウ 3 <u>くん蒸施設及びこん包場所の調査</u> (1) 植物防疫官は、告示 4 のくん蒸施設及び<u>告示 6 の（2）</u>のこん包場所について、それぞれ 1 及び 2 の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。 ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。 (2) 〔略〕 (3) 〔略〕 ア ｾ〔略〕 ウ	(2) <u>こん包場所</u> <u>告示 5 の（2）</u>のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。 ア ｾ〔略〕 ウ 3 <u>くん蒸施設及びこん包場所の調査</u> (1) 植物防疫官は、告示 4 のくん蒸施設及び<u>告示 5 の（2）</u>のこん包場所について、それぞれ 1 及び 2 の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。 ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。 (2) 〔略〕 (3) 〔略〕 ア ｾ〔略〕 ウ

改 正 後	現 行
4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 告示5の消毒の実施の確認は、次により、原則として、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して行うものとする。 ア イ [略] ウ (2) 輸出検査の確認 ア 告示5の検査の実施の確認は、ネクタリン生果実のこん包数の2パーセント以上について、アメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に<u>立ち会い</u>、<u>検疫有害動植物</u>、特にコドリングアのほかモモキバガがないことを確認することをもって行うものとする。 イ [略] ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより<u>検疫有害動植物</u>がないことを確認したときは<u>植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。</u>	4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 告示3の(3)の消毒の実施の確認は、次により、原則として、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して行うものとする。 ア イ [略] ウ (2) 輸出検査の確認 ア 告示3の(3)の検査の実施の確認は、ネクタリン生果実のこん包数の2パーセント以上について、アメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に<u>立会い</u>、<u>有害動物又は有害植物</u>、特にコドリングアのほかモモキバガがないことを確認することをもって行うものとする。 イ [略] ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより<u>有害動物又は有害植物</u>がないことを確認したときは、次の様式により<u>植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。</u>

改正後

〔削る〕

5 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

ア 輸出植物検疫終了の表示

TREATED
PPQ-APHIS-USDA

現行

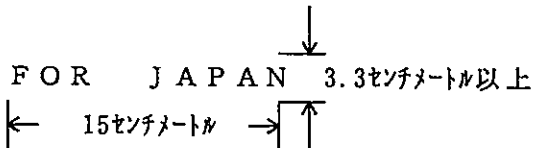
区 分	確認者氏名 印	3センチメートル
消毒確認 年 月 日 時		
検査確認 年 月 日 時		
10センチメートル		

5 表示

告示6のこん包の表示は、それぞれ、次の様式によるものとする。

ア 輸出植物検疫終了の表示

TREATED 3.8センチ
PPQ-APHIS-USDA メートル以上
5センチメートル

改正後	現行
イ 仕向地の表示 FOR JAPAN 〔削る〕 <u>6 輸入検査</u> (1) 〔略〕 (2) <u>植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄</u>	イ 仕向地の表示  FOR JAPAN 3.3センチメートル以上 ← 15センチメートル → <u>6 輸入検査の場所</u> <u>主として次に掲げる港又は飛行場（以下「輸入港」という。）の植物防疫官が指定する場所において行うものとする。</u> (1) 港：京浜港，清水港，名古屋港，四日市港，大阪港，神戸港，水島港，広島港，関門港，博多港，那覇港 (2) 飛行場：新東京国際空港，東京国際空港，名古屋空港，大阪国際空港，福岡空港，那覇空港 <u>7 輸入検査</u> (1) 〔略〕 (2) <u>告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の(3)の封印がなされていない場合、告示6の表示がなされていない場合、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄</u>

改 正 後	現 行
又は返送を命ずるものとする。 (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の<u>手続</u>及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。 (4) [略] ア [略] イ [略]	又は返送を命ずるものとする。 (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の<u>手続</u>き及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。 (4) [略] ア [略] イ [略]